

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
日本ピストンリング株式会社
取締役社長 高 橋 重 夫

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
N P R 与野ビル（当社本社ビル）2階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第117期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第117期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.npr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の財政問題への懸念や欧州諸国における長引く債務問題による景気低迷に加え、中国やインド等の新興国の成長率に鈍化が見られたことから、依然不透明感が残りました。また、わが国経済は、長引く円高や世界経済の減速懸念等を背景に停滞局面が続きましたが、震災の復興需要に加え、昨年秋以降の円高是正や株高進展等により景況感に改善が見られました。

当グループが関連する自動車業界におきましては、震災やタイの洪水影響からの生産挽回やエコカー補助金等の効果を受け、国内自動車生産は955万台と前年同期比3.1%増となりました。国内自動車販売は521万台と前年同期比9.6%増、輸出につきましても466万台と前年同期比0.8%増となりました。

しかしながら、中国における日系自動車メーカーの生産減や船用製品事業の受注減少等により、売上高は470億18百万円と前年同期比4.4%減となりました。

損益面におきましては、受注構成の変化や為替変動の影響等により、営業利益は22億25百万円と前年同期比42.2%減、経常利益は21億84百万円と前年同期比34.5%減、当期純利益は20億13百万円と前年同期比51.1%減となりました。

なお、財政状態につきましては、借入金を返済したことにより、有利子負債は216億31百万円と前期末に比べ28億54百万円減となりました。

次に、当連結会計年度の業績をセグメント別にご報告申し上げます。

イ. 自動車関連製品事業

自動車関連製品事業は、震災やタイの洪水影響からの生産挽回やエコカー補助金等の効果から受注が増加したものの、中国における日系自動車メーカーの生産減の影響等により、売上高は412億84百万円と前年同期比2.9%減となりました。

(a) ビストンリング

震災やタイの洪水からの生産挽回やエコカー補助金等の効果から受注が増加したものの、中国における日系自動車メーカーの生産減の影響等により、売上高は219億76百万円と前年同期比4.1%減となりました。

(b) シリンダライナ

一部製品の見直しにより、売上高は57億9百万円と前年同期比6.3%減となりました。

(c) 動弁機構部品他

新規立上り製品の受注増加を受け、売上高は135億97百万円と前年同期比0.5%増となりました。

ロ. 船用・その他の製品事業

円高の影響を受け、売上高は13億1百万円と前年同期比35.5%減となりました。

ハ. その他

商品等の販売事業を含むその他における売上高は、既存製品の受注減少により、売上高は44億32百万円と前年同期比4.0%減となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、38億95百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期借入金25億円を調達し、長期借入金46億61百万円、短期借入金7億74百万円を返済いたしました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第114期 (平成22年3月期)	第115期 (平成23年3月期)	第116期 (平成24年3月期)	第117期 (当連結会計年度) (平成25年3月期)
売 上 高 (百 万 円)	39,035	47,411	49,168	47,018
経 常 利 益 (百 万 円)	△ 1,163	3,298	3,336	2,184
当 期 純 利 益 (百 万 円)	△ 2,787	1,666	4,118	2,013
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△ 33.94	20.29	50.14	24.50
総 資 産 (百 万 円)	63,973	60,333	59,817	61,241
純 資 産 (百 万 円)	14,178	15,037	18,897	22,716

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (出資額)	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本リングサービス	40百万円	100.00%	自動車・船舶用部品等販売
株式会社日ピス福島製造所	1,612百万円	100.00%	自動車用部品等製造
株式会社日ピス岩手	490百万円	100.00%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オブ アメリカ社	40US\$	100.00%	自動車用部品等製造・販売
サイアム エヌピーアール社	85,000千BAHT	100.00%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社	2,500千EUR	100.00%	自動車用部品等販売
エヌティーピストンリングインドネシア社	26,000千US\$	50.00%	自動車用部品等製造
日環自動車零部件製造 (儀征) 有限公司 (注2)	140,049千元	100.00%	自動車用部品等製造
エヌピーアール マニユファク チュアリング インドネシア社	15,000千US\$	100.00%	自動車用部品等製造
エヌピーアール オートパーツ マ ニユファクチュアリング インディ ア社 (注3)	195百万Rs	100.00%	自動車用部品等製造
日環粉末冶金製造 (儀征) 有限公司 (注4)	18,882千元	100.00%	自動車用部品等製造

- (注) 1. 資本金(出資額)は平成25年3月31日現在の額を表示しております。
 2. 平成24年7月に、日環自動車零部件製造(儀征)有限公司を存続会社、日環粉末冶金製造(鎮江)有限公司を消滅会社とした吸収合併を行いました。
 3. エヌピーアール オートパーツ マニユファクチュアリング インディア社の資本金(出資額)の1%は、当社の子会社である株式会社日ピス福島製造所が出資しております。
 4. 平成24年12月に、日環粉末冶金製造(儀征)有限公司を中国に設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当グループが関連する自動車業界におきましては、国内生産台数の増加は期待できないものの、米国や新興国市場での需要増等を背景に世界全体では自動車生産台数の拡大が緩やかに続くものと考えられます。また、世界的な環境問題への対応強化から低燃費、排ガス規制等へのニーズは今後一層高まるものと考えられます。

当グループとしましては、海外生産対応による拡販や当社保有技術を活かした新たな事業機会の獲得をすすめてまいります。市場構造、顧客ニーズの変化に迅速に対応し、事業基盤の拡充による企業価値の向上を図る必要があります。平成27年3月期を最終年度とした第五次中期経営計画にて、「事業構造改革の推進～“やさ

しさ”と“うれしさ”を世界に〜」を基本方針とし、以下の重点施策に取り組んでまいります。

- ① B S /Cash Flow経営の実践
- ② すべてのコスト構造改革の推進
- ③ 固有技術の活用による新製品（非自動車エンジン部品）の事業化
- ④ 人材育成強化による「世界最高品質の追求」
- ⑤ C S R活動の強化

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当グループは、当社および子会社14社の計15社で構成され、自動車関連製品（ピストンリング、シリンダライナ、動弁機構部品他）と船用・その他の製品の製造、販売およびこれらに附帯する事業を行っております。

区 分		主 な 製 品
自動車 関連製品	ピストンリング	自動車用・二輪車用・その他各種内燃機関用ピストンリング
	シリンダライナ	ライナ、スリーブ
	動弁機構部品他	組立式焼結カムシャフト、鋳鉄カムシャフト、バルブシート、バルブガイド
船用・その他の製品		船用関連部品、汎用エンジン用部品、家電用部品
その他		商品

(6) 主要な営業所および工場（平成25年3月31日現在）

- ① 当社の主要な営業所および工場

事 業 所	所 在 地
本 社	埼玉県さいたま市
営業部・営業所	東京（埼玉県さいたま市）、名古屋、浜松、大阪、広島、福岡、仙台、札幌
工 場	栃木県下都賀郡野木町

② 子 会 社

子 会 社 の 名 称	所 在 地
株式会社日本リングサービス	埼玉県さいたま市
株式会社日ピス福島製造所	福島県伊達郡川俣町
株式会社日ピス岩手	岩手県一関市
株式会社日ピスビジネスサービス	埼玉県さいたま市
エヌピーアール オブ アメリカ社	アメリカ ケンタッキー州バーズタウン市
サイアム エヌピーアール社	タイ サラブリ県
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社	ドイツ コルンタール/ミュンヒンゲン町
エヌティー ピストンリング インドネシア社	インドネシア 西ジャワ州スルヤチブタ市
日環汽车零部件製造（儀征）有限公司	中国江蘇省儀征市
エヌピーアール シンガポール社	シンガポール
エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社	インドネシア 東ジャワ州パスルアン市
イー エー アソシエーツ社	マレーシア スランゴール州スパン・ジャヤ市
エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社	インド タミル・ナドゥ州チェンナイ市
日環粉末冶金製造（儀征）有限公司	中国江蘇省儀征市

(7) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,641名	29名増

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
629名	1名減	38.4歳	15.6年

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社新生銀行	3,371百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,634
株式会社三井住友銀行	2,333
株式会社埼玉りそな銀行	2,337
株式会社日本政策投資銀行	3,193

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、TPR株式会社（以下「TPR」という。）と当社のインドネシアでのピストンリング事業の合弁会社であるエヌティー ピストンリング インドネシア社（以下「NTRI」という。）に関し、当社がTPRの保有するNTRI株式を全株取得することにより合弁関係を解消する旨の合意書をTPRとの間で平成23年12月26日付にて締結しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成25年3月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 195,450,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 83,741,579株 |
| ③ 株主数 | 9,943名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	5,522千株	6.72%
朝日生命保険相互会社	3,239	3.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,691	2.06
株式会社新生銀行	1,650	2.01
東京海上日動火災保険株式会社	1,573	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,535	1.87
日本ピストンリング持株会	1,509	1.84
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,482	1.80
日新火災海上保険株式会社	1,099	1.34
日ピス協力企業持株会	1,090	1.33

(注) 持株比率は自己株式 (1,587千株) を控除して計算しております。また、持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成25年3月31日現在)

平成20年6月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

90個 (新株予約権1個につき1,000株)

- ・新株予約権の目的となる株式の数

90,000株

- ・新株予約権の払込金額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり
の払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月1日～平成45年7月31日

- ・新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役	90個	普通株式 90,000株	5人

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	高 橋 重 夫	監査室担当
取締役 (代表取締役)	大 石 滋	経営管理部・総務部・情報システム部担当
取 締 役	竹 内 康 二	品質保証部担当、株式会社日ビス福島製造所取締役
取 締 役	坂 本 裕 司	営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・船用事業推進部担当、エヌティーピストンリングインドネシア社取締役、日環粉末冶金製造(儀征)有限公司董事
取 締 役	山 本 彰	経営企画部長、経営企画部・海外事業部担当、エヌピーアール シンガポール社取締役会長
取 締 役	大 谷 正 明	生産管理部・栃木工場・生産技術第一部・生産技術第二部・生産技術第三部担当、株式会社日ビス福島製造所取締役社長、株式会社日ビス岩手取締役社長、日環汽车零部件製造(儀征)有限公司監事、エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社取締役
取 締 役	辻 龍 也	経理部・原価管理部担当、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役
取 締 役	高 橋 輝 夫	技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部担当、株式会社日ビス福島製造所取締役、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長、日環粉末冶金製造(儀征)有限公司董事
常 勤 監 査 役	小野田 元 伸	株式会社日本リングサービス監査役、株式会社日ビス福島製造所監査役
常 勤 監 査 役	西 城 宏 人	株式会社日ビス岩手監査役
監 査 役	石 橋 博	丸の内総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社松屋社外監査役、サンケン電気株式会社社外監査役
監 査 役	丹 野 浩 一	国立大学法人長岡技術科学大学学長特別顧問
監 査 役	本 間 義 昭	朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員、第一工業製薬株式会社社外取締役

- (注) 1. 監査役石橋 博氏、監査役丹野浩一氏および監査役本間義昭氏は、社外監査役であります。また、同3氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
2. 監査役の財務および会計に関する知見は、次のとおりであります。
常勤監査役西城宏人氏は、当グループの経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役丹野浩一氏は、平成25年4月1日付にて、上記に加え、独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校特命教授に就任しております。

4. 監査役佐藤美樹氏は、平成24年6月28日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	9名	150百万円
監査役 (うち社外監査役)	7 (4)	48 (16)
合計	16	199

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会決議において、別枠で取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 16百万円
退任社外監査役 1名 4百万円

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- 監査役石橋 博氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。なお、当社は丸の内総合法律事務所と法律事務に関する顧問契約を締結しております。
- 監査役丹野浩一氏は、国立大学法人長岡技術科学大学学長特別顧問を兼務しております。なお、当社と同大学との間には特別な関係はありません。
- 監査役本間義昭氏は、朝日生命保険相互会社の取締役を兼務しております。なお、朝日生命保険相互会社は当社と借入金等の取引関係があり、また、当社株式を323万9千株保有しております。
- 上記監査役石橋 博氏、監査役丹野浩一氏および監査役本間義昭氏と当社との関係は、いずれも株式会社東京証券取引所の上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3) の2、および有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号において規定されている、一般株主と利

益相反が生じるおそれがあるかを判断する独立役員に関する基準に抵触するものではありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役石橋 博氏は、株式会社松屋およびサンケン電気株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該他の法人との間には、特別の関係はありません。
 - ・ 監査役本間義昭氏は、第一工業製薬株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- (a) 監査役石橋 博氏は、取締役会には13回中10回、監査役会には8回中6回出席し、弁護士として、主に法見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。
- (b) 監査役丹野浩一氏は、取締役会には13回中13回、監査役会には8回中8回出席し、学識経験者としての見地から、主に技術に関する意見を適宜述べております。
- (c) 監査役本間義昭氏は、取締役会には10回中9回、監査役会には5回中5回出席し、企業経営者の見地から、業務の妥当性を図るための意見を適宜述べております。なお、本間義昭氏は、平成24年6月28日開催の第118回定時株主総会において監査役に就任したため、取締役会および監査役会には事業年度の途中から出席しております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、支払額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人より、国際会計基準導入に係る影響度調査支援業務を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会社法第340条第1項各号に定められた監査役会による会計監査人の解任事由等諸般の事情を考慮のうえ、会計監査人について解任または不再任の必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に付議いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会社法第340条に該当しない場合であっても、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、会計監査人について解任または不再任の必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会へ付議することを取締役会に請求いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

なお、平成25年4月26日付の取締役会において、一部改定の決議をしております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「コンプライアンス行動指針」を制定し、コンプライアンス部会を通じて当社の取締役および従業員が法令・企業倫理・社内規定遵守の観点から適切な日常行動を取り続けるよう指導している。また、業務に関連する法令の制定・改正があれば、適宜同部会において対応を検討している。同部会および後記③のリスクマネジメント部会での討議内容は、取締役社長に報告されることとなっている。

ロ. 「コンプライアンス行動指針」の制定と同時に、「コンプライアンス相談窓口」を開設し、当社の取締役および従業員が違法・不当と思える行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築している。「コンプライアンス相談窓口」は公益通報者保護法の通報・相談窓口も兼ねており、通報者を保護する体制も整えている。

ハ. 当社は、「コンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力との関係遮断および反社会的勢力に対する組織的対応について規定している。また、反社会的勢力に対する組織的対応について、対応担当部署等を定め、取締役および従業員への周知を図っている。

ニ. 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を適正に行うため、「財務報告に係る内部統制方針書」を取締役会において決議し、また、「『財務報告に係る内部統制』に関する規定」を制定し、取締役社長以下、当該内部統制を実現するための体制を構築し、運用する体制を整えている。

ホ. 当社の監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、取締役の職務の執行状況を監査している。また、監査室を設け、社内業務に関して、法令および社内規定に対する違反の有無を確認する業務監査を実施し、監査役と緊密な協力関係を構築してい

る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 当社は、当社の組織、制度その他業務の運営に関して社内規定（「経営一般に関する文書体系」）を有している。そして、その中の「標準類管理規定」によって、当社における規定類の制定・改廃・配布等の維持管理をしており、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関しても、当該「標準類管理規定」に基づいて処理することとしている。
- ロ. 当社の経営に関わる重要な情報の保護および外部流出の防止に関しては、「情報管理規定」を定め、それに基づき管理を行っている。
- ハ. 各主管部門が作成した規定類は、管理担当部門が厳正に審査・登録・保管・管理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスクマネジメント部会を設置しており、経営、設備、安定調達・納品、情報、海外（労務）、地震の各分野ごとにリスクの抽出、算定・評価、費用等の検討を行っている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、執行役員制を導入し、取締役会において意思決定された業務を取締役社長の指揮監督のもとに執行している。当制度により、取締役から執行役員への権限委譲が可能となり、経営の効率化を図っている。
- ロ. 業務執行の迅速化のため、業務執行部門に担当役員制を導入している。取締役は、年に2回「業務計画ヒアリング」を行い、各部門の立てた計画の承認および実績の報告を受けている。
- ハ. 取締役会以外に、以下の会議体を定期的で開催し、多様な意見の聴取および取締役会の方針の浸透を推し進めている。

(a) 経営戦略会議

取締役および取締役社長が指名する執行役員をもって構成し、経営戦略や経営計画等を討議している（原則月2回開催）。

(b) 経営執行会議

取締役、監査役、執行役員、部門長等をもって構成し、業務の進捗状況の

管理その他重要案件の周知徹底を図っている（原則月1回開催）。

- ⑤ 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、関係会社各社の発展と相互の利益の促進のため、「関係会社管理規定」を定めて、子会社に対する適正な管理を行っている。
 - ロ. 当社の社内監査役は、国内の重要な連結子会社において監査役を兼務している。この体制は、国内連結子会社に対し、当社の監視監督機能が実効的に作用することを目的として構築されている。
 - ハ. 当社は、取締役および監査役が出席する「国内事業報告会」および「海外事業報告会」をそれぞれ年に2回開催し、海外子会社を含む子会社各社の業務実績の報告および計画の承認を行っている。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - イ. 当社は、「監査役監査規定」において、監査役が、必要に応じ、取締役、執行役員の同意を得て、会社従業員の中より適当な補助者を求めることができる旨を定めており、その必要性が生じた場合は当該規定に基づき体制を設けることとしている。
 - ロ. 監査役は、監査を行うにあたり監査室と連携を保っている。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該従業員の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 監査役会は、「監査役会規定」に基づき、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める旨を定めており、これを受けて各監査役は情報収集ができることとなっている。
 - ロ. 監査役は、取締役会、経営執行会議等の重要な会議に出席し、各案件に関しての議論を通じて報告を受けられるようになっている。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役および監査役会は、「監査役会規定」等に基づき、取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等の監査上の重要な課題につき、意見交換を行っている。また、会計監査人とも定期的に会合をもち、報告を受け、意見交換を行っている。
 - ロ. その他、監査役が監査を実施するにあたっては、会計監査人、監査室、子会社監査役と連携を密にするよう努めている。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び当社株式の大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます。）の内容は次の通りです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが望ましいと考えております。

もともと、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、昨今のおが国の資本市場においては、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きがあり、このような株式の大規模買付行為の中には、I. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、II. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、III. 対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、IV. 対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企

業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社のビジネスは、下記② I.「当社の経営理念と企業価値の源泉」においても示すとおり、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる健全な体制を構築し、グローバルに必要とされる先端的かつ高品質なサービスを安定的に供給していくことは、当社の企業価値を高めていく上で不可欠な要素となっております。当社株式の大規模買付行為を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような不適切な大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

I. 当社の経営理念と企業価値の源泉

当社は、以下の経営理念と「一人一人の工夫と努力を結集し製・販・技の連携プレー強化によって会社の繁栄と私達の生活向上を築きあげよう」を行動指針に定め、お客様からのニーズに迅速かつ的確にお応えできるよう努めております。

<経営理念>

1. 顧客第一主義の考えに立ってすべての物事を進める。
2. 環境の変化に柔軟に対応し適切な利益を確保して株主をはじめ関連先に報恩する。
3. 社会との調和をはかり、ワールドワイドな総合部品メーカーの地位を確保して人類の進運に寄与する。
4. 常に革新と業績の向上に努めて会社の繁栄を図り社員の生活向上を築き上げる。

上記経営理念に基づき、顧客、従業員、地域社会との関係を大切にすること、ワールドワイドな総合部品メーカーとしての役割を十分に認識した供給体制の構築、品質の向上、技術革新等が当社の企業価値を支える大きな源泉であると考えております。

II. 企業価値向上のための取り組み

当社は、お客様のニーズにお応えし、信頼を得ることを第一に、グローバル供給体制の強化や新技術の提案、継続的な原価低減活動を推進し、「事業構造改革の推進～“やさしさ”と“うれしさ”を世界に～」を指針とし、事業基盤の拡充による企業価値の向上に努めております。

III. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「経営の透明性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その強化を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

I. 本プラン導入の目的

本プランは、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するための取り組みとして導入したものです。

II. 本プランの内容

(i) 大規模買付ルールの内容

大規模買付者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき大規模買付ルールは、(ア)大規模買付者は事前に当社取締役会に対して当該大規模な買付行為に係る必要かつ十分な情報を提供する、(イ)一定の評価期間を設け、独立委員会に諮問の上、対抗措置の発動も含めた当社取締役会としての意見を形成及び公表する、(ウ)大規模買付者は(ア)及び(イ)の手続後に当該買付行為を開始するというものです。

(a) 本プランの対象となる大規模買付行為等

本プランは、当社株券等の保有割合が20%以上となる買付け又は所有割合が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とし、大規模買付者は、予め本プランに定められる大規模買付ルールに従わなければならないものとします。

(b) 意向表明書の提出及び情報の提供

本プランの対象となる大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者及びそのグループの概要、大規模買付行為等の目的、方法及び概要並びに本プランで定められる大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び違反した場合の補償文言等を記載した意向表明書を提出して頂きます。

(c) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、一定期間を、当社取締役による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）として設定するものとします。

(d) 独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保す

るため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者を対象として選任するものとしています。

独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容を検討し、対抗措置の発動の是非を含む勧告を当社取締役会に対して行います。

(e) 取締役会の決議・株主意思確認総会

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、独立委員会に対する諮問手続に加えて、(i)企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容に踏み込んだ実質的な判断を行う必要があるかどうか並びにその他大規模買付行為等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は(ii)独立委員会が大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

(ii) 大規模買付行為等がなされた場合における対応策

(a) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により本プランに定める大規模買付ルールが遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある

場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定しますが、かかる対抗措置の発動に関し、独立委員会における勧告手続に加えて、株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会における当社株主の判断に従って対抗措置の発動を決定します。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。なお、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置は、原則として会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。

(iii) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会終結のときまでとします。但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、本プランは当社株主総会または当社取締役会の決議により廃止又は変更されるものとします。

- ④ 本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

I. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に沿った内容となっており、平成20年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

II. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為等が行われた際に、本プランにより当該大規模買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間の確保、交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的で導入されるものです。

III. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会の承認を得て導入いたしました。また、当社取締役会が法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合又は独立委員会が当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができる形となっております。

IV. 取締役会の恣意性の排除

当社は、本対応策の適正な運用及び当社取締役会による恣意的な判断の防止により、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役から独立した機関として独立委員会を設置しました。大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととし、当社の企業価

値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

V. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、独立委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないよう設定されております。

VI. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策・スローハンド型買収防衛策といった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

VII. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができるとされており、これにより独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

以上の事業報告におけるご報告の数値は、「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過およびその成果」記載の比率および「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ④大株主 (上位10名)」記載の持株比率を除いて、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,918	流動負債	21,457
現金及び預金	7,165	支払手形及び買掛金	7,089
受取手形及び売掛金	7,938	短期借入金	4,777
商品及び製品	4,384	1年内返済予定の長期借入金	3,662
仕掛品	1,781	リース債務	387
原材料及び貯蔵品	1,765	未払法人税等	301
繰延税金資産	638	災害損失引当金	22
その他	1,290	設備関係支払手形	2,066
貸倒引当金	△44	その他	3,150
固定資産	36,322	固定負債	17,067
有形固定資産	26,701	長期借入金	11,262
建物及び構築物	8,133	リース債務	1,541
機械装置及び運搬具	10,835	繰延税金負債	752
土地	5,018	退職給付引当金	3,292
建設仮勘定	1,904	その他	219
その他	809		
無形固定資産	969	負債合計	38,524
投資その他の資産	8,651	(純資産の部)	
投資有価証券	7,167	株主資本	20,620
長期貸付金	9	資本金	9,839
繰延税金資産	235	資本剰余金	5,875
その他	1,379	利益剰余金	5,254
貸倒引当金	△140	自己株式	△349
		その他の包括利益累計額	695
		その他有価証券評価差額金	2,780
		繰延ヘッジ損益	△30
		為替換算調整勘定	△2,054
		新株予約権	13
		少数株主持分	1,387
		純資産合計	22,716
資産合計	61,241	負債・純資産合計	61,241

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	47,018
売 上 原 価	37,179
売 上 総 利 益	9,838
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,613
営 業 利 益	2,225
営 業 外 収 益	524
受 取 利 息	7
受 取 配 当 金	117
為 替 差 益	237
そ の 他	162
営 業 外 費 用	565
支 払 利 息	403
そ の 他	161
経 常 利 益	2,184
特 別 利 益	628
補 助 金 収 入	43
災 害 損 失 引 当 金 戻 入 額	70
受 取 補 償 金	514
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,813
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	679
法 人 税 等 還 付 税 額	△62
法 人 税 等 調 整 額	1
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	2,194
少 数 株 主 利 益	181
当 期 純 利 益	2,013

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	9,839	5,875	3,490	△355	18,849
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△246		△246
新株予約権の行使			△2	6	4
当期純利益			2,013		2,013
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,764	5	1,770
平成25年3月31日残高	9,839	5,875	5,254	△349	20,620

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
平成24年4月1日残高	1,622	—	△3,065	△1,442	17	1,472	18,897
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△246
新株予約権の行使							4
当期純利益							2,013
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1,157	△30	1,011	2,138	△4	△84	2,049
連結会計年度中の変動額合計	1,157	△30	1,011	2,138	△4	△84	3,819
平成25年3月31日残高	2,780	△30	△2,054	695	13	1,387	22,716

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

14社

ロ. 主要な連結子会社の名称

株式会社日本リングサービス

エヌピーアール オブ アメリカ社

株式会社日ピス福島製造所

株式会社日ピス岩手

株式会社日ピスビジネスサービス

エヌピーアール オブ ヨーロッパ社

エヌティー ピストンリング インドネシア社

サイアム エヌピーアール社

日環自動車部品製造（儀征）有限公司

エヌピーアール シンガポール社

エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社

イー エー アソシエーツ社

エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング

インディア社

日環粉末冶金製造（儀征）有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の状況

・持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数 該当会社はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

前連結会計年度まで連結子会社であった日塞環自動車部品製造（鎮江）有限公司につきましては、当連結会計年度において日環自動車部品製造（儀征）有限公司を存続会社とする吸収合併をしたことにより、連結の範囲から除いております。また、日環粉末冶金製造（儀征）有限公司は当連結会計年度において新たに設立したことにより連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、エヌピーアール オブ アメリカ社、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社、エヌティー ピストンリング インドネシア社、サイアム エヌピーアール社、日環汽車零部件製造（儀征）有限公司、日環粉末冶金製造（儀征）有限公司、エヌピーアール シンガポール社、エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社、イー エー アソシエーツ社、エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社及び日環粉末冶金製造（儀征）有限公司の決算日が12月31日であることを除いて連結会計年度と合致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、各社の計算書類に基づき、連結決算日との間に生じた重要な取引等については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有 価 証 券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. た な 卸 資 産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

・リース資産以外の有形
固定資産

機械装置及び運搬具については主として定額法、その他については主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、主として定額法によっております。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ロ. 無形固定資産
- ・リース資産以外の無形固定資産
 自社利用のソフトウェア
 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
 - その他の無形固定資産
 定額法によっております。
 - ・リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を処理しております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。
- 会計基準変更時差異（9,154百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
- ハ. 災害損失引当金
- 東日本大震災により被災した資産の原状回復費用等に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金

ハ. ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法

市場相場変動に伴うリスクのヘッジを目的として、実需に基づく債権又は債務を対象に内規に定めたリスク管理を実施し、有効性の評価を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記していた「スクラップ売却益」は重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保資産の内容及びその金額

(工場財団)

建 物 及 び 構 築 物	4,903百万円
機 械 装 置	5,415百万円
土 地	4,143百万円

(その他)

建 物 及 び 構 築 物	566百万円
土 地	275百万円

上記、担保資産に対する債務は以下のとおりであります。

(工場財団設定分)

短期借入金	444百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,620百万円
長期借入金	8,718百万円

(その他)

短期借入金	299百万円
1年内返済予定の長期借入金	35百万円
長期借入金	281百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 65,307百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	83,741,579株	一株	一株	83,741,579株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成24年6月28日開催の第118回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 246百万円
- ・1株当たり配当金額 3円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成25年6月27日開催の第119回定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 410百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成25年3月31日
- ・効力発生日 平成25年6月28日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 90,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、自動車関連製品をはじめとする各種製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当グループの与信管理規程に従い取引先ごとの管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を継続的に把握しリスク低減を図っております。

また、外貨建売掛金は、為替変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、為替変動リスクを回避し回収金額の固定化を図るために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（主として5年以内の長期）であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、デリバティブは、上記の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2) 参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
① 現金及び預金	7,165	7,165	—
② 受取手形及び売掛金	7,938	7,938	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	6,994	6,994	—
資産計	22,097	22,097	—
④ 支払手形及び買掛金	7,089	7,089	—
⑤ 短期借入金	4,777	4,777	—
⑥ 長期借入金 (1年内の返済予定を含む)	14,924	14,848	△75
負債計	26,791	26,715	△75
⑦デリバティブ取引(※)	(47)	(47)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、並びに⑤短期借入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入に行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

⑦ デリバティブ取引

時価の算定については、取引金融機関により提示を受けた価格を使用しております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額173百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	259円46銭
(2) 1株当たり当期純利益	24円50銭

貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,463	流動負債	17,717
現金及び預金	4,676	支払手形	2,419
受取手形	100	買掛金	5,834
売掛金	7,914	短期借入金	3,677
商品及び製品	1,618	1年内返済予定の長期借入金	3,250
仕掛品	1,049	リース債務	217
原材料及び貯蔵品	328	未払金	415
前払費用	59	未払費用	812
繰延税金資産	289	未払法人税等	2
関係会社短期貸付金	2,559	前受金	13
未収入金	855	預り金	102
その他の金	13	設備関係支払手形	972
貸倒引当金	△0	固定負債	13,586
固定資産	35,206	長期借入金	10,795
有形固定資産	12,065	リース債務	460
建築物	4,412	繰延税金負債	610
機械及び装置	246	退職給付引当金	1,515
車両運搬具	3,997	その他	203
工具、器具及び備品	5	負債合計	31,303
土地区画	251	(純資産の部)	
建設仮勘定	3,096	株主資本	20,602
	54	資本金	9,839
無形固定資産	864	資本剰余金	5,810
借地権	400	資本準備金	5,810
ソフトウェア	458	利益剰余金	5,302
その他	6	その他利益剰余金	5,302
投資その他の資産	22,276	固定資産圧縮積立金	44
投資有価証券	7,167	別途積立金	1,600
関係会社株式	11,567	繰越利益剰余金	3,658
出資金	1	自己株式	△349
関係会社出資金	2,460	評価・換算差額等	2,750
役員従業員長期貸付金	9	その他有価証券評価差額金	2,780
関係会社長期貸付金	261	繰延ヘッジ損益	△30
長期前払費用	102	新株予約権	13
前払年費用	643		
その他の金	105		
貸倒引当金	△43	純資産合計	23,365
資産合計	54,669	負債・純資産合計	54,669

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	36,377
売 上 原 価	30,852
売 上 総 利 益	5,524
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,379
営 業 利 益	144
営 業 外 収 益	1,276
受 取 利 息	39
受 取 配 当 金	917
為 替 差 益	213
受 取 地 代 家 賃	81
そ の 他	24
営 業 外 費 用	449
支 払 利 息	316
そ の 他	132
経 常 利 益	972
税 引 前 当 期 純 利 益	972
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	99
法 人 税 等 還 付 税 額	△62
法 人 税 等 調 整 額	7
当 期 純 利 益	926

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金				利 益 剰 余 金 合 計		
				固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成24年4月1日残高	9,839	5,810	5,810	64	1,600	2,959	4,624	△355	19,918	
当事業年度中の変動額										
新株予約権の行使						△2	△2	6	4	
固定資産圧縮積立金の取崩				△20		20			-	
剰余金の配当						△246	△246		△246	
当期純利益						926	926		926	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)										
当事業年度中の変動額 合計	-	-	-	△20	-	698	678	5	684	
平成25年3月31日残高	9,839	5,810	5,810	44	1,600	3,658	5,302	△349	20,602	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成24年4月1日残高	1,622	-	1,622	17	21,558
当事業年度中の変動額					
新株予約権の行使					△4
固定資産圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△246
当期純利益					926
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	1,157	△30	1,127	△4	1,123
当事業年度中の変動額 合計	1,157	△30	1,127	△4	1,807
平成25年3月31日残高	2,780	△30	2,750	13	23,365

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. リース資産以外の有形固定資産

機械及び装置については定額法、その他については定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

ロ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 無形固定資産

イ. リース資産以外の無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ロ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

会計基準変更時差異（8,516百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金

③ ヘッジ方針及び

ヘッジの有効性評価の方法

市場相場変動に伴うリスクのヘッジを目的として、実需に基づく債権又は債務を対象に内規に定めたリスク管理を実施し、有効性の評価を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

(工場財団)

建	物	3,511百万円
構	築	174百万円
機	械	3,680百万円
土	地	2,832百万円
及	び	
装	置	

(その他)

建	物	545百万円
構	築	20百万円

上記、担保資産に対応する債務は以下のとおりであります。

(工場財団設定分)

短	期	借	入	金	444百万円								
1	年	内	返	済	予	定	の	長	期	借	入	金	2,525百万円
長	期	借	入	金	8,578百万円								

(その他)

短	期	借	入	金	299百万円								
1	年	内	返	済	予	定	の	長	期	借	入	金	35百万円
長	期	借	入	金	281百万円								

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 37,998百万円

(3) 偶発債務

① 関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

エヌビーアール オブ アメリカ社	1,170百万円
(株) 日ピス福島製造所	363百万円
(株) 日本リングサービス	83百万円
(株) 日ピスビジネスサービス	28百万円
計	1,646百万円

② 関係会社のリース会社へのリース債務に対し支払保証を行っております。

(株) 日ピス福島製造所	6百万円
計	6百万円

③ 関係会社の事務所賃借料に対し債務保証を行っております。

エヌビーアール シンガポール社	11百万円
計	11百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	2,967百万円
② 短期金銭債務	5,431百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	6,775百万円
② 仕入高	20,638百万円
③ 営業取引以外の取引高	911百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,611,910株	4,756株	29,000株	1,587,666株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

自己株式の数の減少は、ストック・オプションの行使による減少分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払賞与、退職給付引当金、減損損失であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記（貸借対照表に計上したものを除く）

事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子 会 社 等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
			役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	㈱ 日 ビ ス 福 島 製 造 所	直接 100%	兼任 4 名	当社製品の製造	製品の仕入等	10,504	買掛金	3,390
					資金の貸付(注2)	110	関係会社短期貸付金	803
					資金の回収	893	—	—
					利息の受取	21	—	—
					担保の受入(注3)	4,805	—	—
子会社	㈱ 日 ビ ス 岩 手	直接 100%	兼任 2 名	当社製品の製造	製品の製造委託	8,488	買掛金	1,763
子会社	㈱ 日 ビ ス ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	直接 100%	兼任 1 名	当社製品の運送等	担保の受入 (注4)	—	—	—
子会社	エヌビーアール オブ ヨーロッパ社	直接 100%	兼任 1 名	当社製品の販売	製品の売上	2,130	売掛金	769
子会社	エヌビーアール オブ アメリカ社	直接 100%	兼任 1 名	当社製品の製造販売	製品の売上	1,756	売掛金	696
					債務保証(注5)	1,170	—	—
					資金の貸付(注2)	984	関係会社短期貸付金	1,147
					資金の回収	480	関係会社長期貸付金	94
					利息の受取	3	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格の取引条件は市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の工場財団の担保提供を受けております。なお、保証料は支払しておりません。取引金額には、平成25年3月31日現在の借入金残高を記載しております。
4. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の土地の担保提供（共同担保：根抵当権設定極度額1,000百万円）を受けております。なお、保証料は支払しておりません。
5. エヌビーアール オブ アメリカ社のリース債務につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。また、関係会社貸付金を除き期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	284円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	11円28銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月22日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 基	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺 伸啓	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米村 仁志	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピストンリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月22日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村基	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺伸啓	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米村仁志	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社に赴き調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月24日

日本ピストンリング株式会社 監査役会

常勤監査役 小野田 元 伸 ㊞

常勤監査役 西城 宏 人 ㊞

監査役 石橋 博 ㊞

監査役 丹野 浩 一 ㊞

監査役 本間 義 昭 ㊞

(注) 監査役石橋 博、監査役丹野浩一及び監査役本間義昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第117期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は410,769,565円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

社外取締役適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第27条（社外取締役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 27 条 } } (省 略) 第 37 条 }</p>	<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第 27 条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 28 条 } } (現行どおり) 第 38 条 }</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役辻 龍也、高橋輝夫の2氏は任期満了となり、取締役高橋重夫、竹内康二の2氏は辞任いたしますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	辻 龍也 (昭和27年3月15日生)	昭和49年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成6年3月 当社出向 平成14年1月 当社入社 当社企画部長 平成15年4月 当社企画部長・業務改革推進部長 平成15年9月 当社企画部長・業務改革推進部長・経 理部長 平成16年10月 当社執行役員製造本部付、株式会社日 ビス岩手取締役社長 平成20年6月 当社執行役員購買部・管理センター担 当 平成21年4月 当社執行役員経理部・原価管理部担当 平成21年6月 当社取締役経理部・原価管理部担当 (現在に至る) (重要な兼職の状況) エヌピーアール オブ アメリカ社取締役	70,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">たか はし てろ お 高 橋 輝 夫 (昭和34年2月10日生)</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社製品技術第二部長 平成18年6月 当社執行役員開発本部付、開発本部製品技術第二部長 平成21年4月 当社執行役員製品技術第二部長、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部担当 平成21年6月 当社取締役製品技術第二部長、技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・技術開発部担当 平成22年1月 当社取締役技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部担当 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社日ピス福島製造所取締役、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長、日環粉末冶金製造（儀征）有限公司董事</p>	29,000株
3	<p style="text-align: center;">※ ふじ た まさ あき 藤 田 雅 章 (昭和36年5月30日生)</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成17年4月 当社経営企画部長 平成18年6月 当社エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長 平成24年7月 当社執行役員、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長 (現在に至る)</p>	18,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	※ かわはし まさあき 川橋正昭 (昭和17年10月9日生)	昭和43年4月 埼玉大学理工学部助手 昭和53年10月 東京大学工学博士号取得 昭和54年4月 埼玉大学理工学部助教授 昭和58年1月 マルセイユ大学流体力学研究所客員研究員（文部省在外研究員） 昭和61年4月 埼玉大学工学部教授 平成15年6月 可視化情報学会会長 平成16年4月 埼玉大学工学部長 平成20年4月 埼玉大学理事兼副学長 平成22年4月 埼玉大学オープンイノベーションセンター長、埼玉大学産学官連携協議会副会長 平成22年5月 埼玉次世代自動車環境関連技術イノベーション創出センター事業総括 平成24年4月 埼玉大学研究機構特任教授、埼玉次世代自動車環境関連技術イノベーション創出センター顧問 平成25年4月 埼玉大学名誉教授 (現在に至る)	0株

- (注)
- 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - ※の候補者は新任候補者であります。
 - 川橋正昭氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
 - 社外取締役候補者とした理由、および会社の経営に関与したことがない社外取締役であっても、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について川橋正昭氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、学識研究者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、同氏の自動車環境関連技術の分野における幅広い活動経験と豊富な専門知識を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任するものであります。
 - 取締役候補者との責任限定契約について
第2号議案が承認可決された場合および本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、川橋正昭氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小野田元伸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

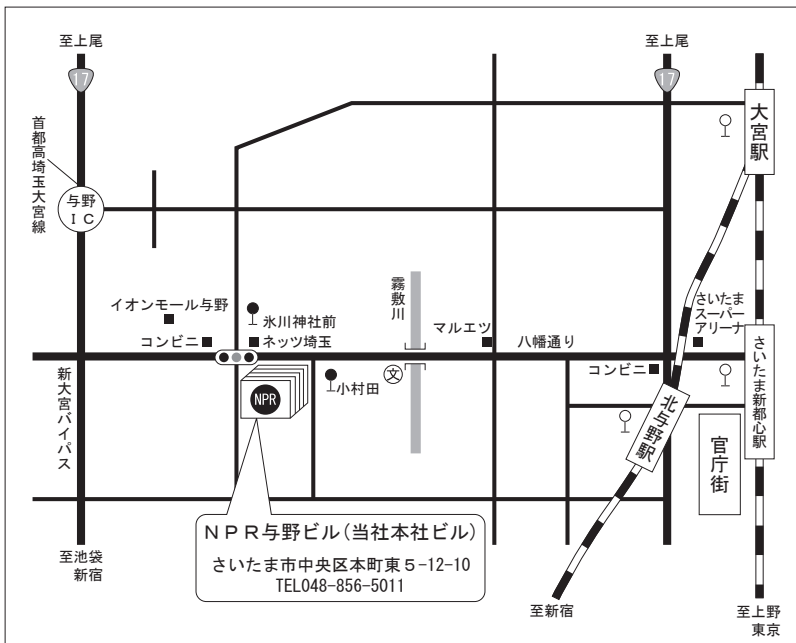
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ ^{すけ} 鈴木 ^き 保雄 ^{やす} お (昭和29年4月29日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年4月 当社バルブトレイン開発部長 平成16年10月 当社執行役員生産技術本部付 平成16年11月 当社執行役員生産技術本部付、生産技術本部中国準備室長 平成17年3月 当社執行役員生産技術本部付、生産技術本部中国準備室長、日環汽車零部件製造（儀征）有限公司董事長 平成19年6月 当社執行役員海外事業本部付、日環汽車零部件製造（儀征）有限公司董事長、日塞環汽車零部件製造（鎮江）有限公司董事長 平成23年5月 当社執行役員海外事業部担当役員付、日環汽車零部件製造（儀征）有限公司・日塞環汽車零部件製造（鎮江）有限公司担当 平成24年3月 当社執行役員海外事業部担当役員付、日環汽車零部件製造（儀征）有限公司担当 (現在に至る)	24,000株

- (注) 1. 鈴木保雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※の候補者は新任候補者であります。

以上

株主総会会場ご案内図

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
NPR与野ビル(当社本社ビル) 2階ホール



交通のご案内

- ・JR北与野駅（西口）
 - 徒歩 約12分
 - バス（西口バス乗り場） 約5分
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き「小村田」下車
- ・JRさいたま新都心駅（西口）
 - 徒歩 約20分
 - バス（西口バス乗り場） 約9分
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き「小村田」下車
- ・JR大宮駅（西口）
 - バス（午前8:59まで9番乗り場 午前9:00以降3番乗り場） 約15分
西武バス（大39）（大40）「加茂川団地（円阿弥経由）」、（大39-1）「さいたま市民医療センター」、（大40）「大宮南高校」行き「永川神社前」下車